

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

被扶養者異動届の添付書類を省略する場合、「続柄確認済み」の✓を忘れずに

- 平成30年10月から、「健康保険被扶養者(異動)届」に添付する証明書類の取扱いが変更になりました。
- 変更後は、原則、「身分関係」「生計維持関係」各々の内容が確認できる書類の添付が必要です。ただし、次の二つの要件をいずれも満たすと、身分関係の確認ができる書類の添付を省略できます。

- ・事業主が、戸籍謄本等により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認し、届書の備考欄「続柄確認済み□」にチェックマーク(✓)が付されている。
(備考欄に「続柄確認済み□」の記載がない届書の使用時は、同欄に「続柄確認済み」と記載)
- ・届書にマイナンバーが記載されている。

短時間労働者※の方も厚生年金保険・健康保険に加入できます

- 厚生年金保険の被保険者数が常時500人以下の企業は、労使合意がなされれば、短時間労働者の方も厚生年金保険・健康保険に加入することができます。
- 将来受け取る年金が増える、医療給付が充実するなど、多くの加入のメリットがあります。
- 企業にとっても、福利厚生の充実が、従業員の就労意欲の向上や人材確保に繋がります。
- 当機構ホームページに「よくあるお問い合わせ」や「加入手続きに必要な書類」を掲載しています。ご参照ください。

※ 勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、①週の所定労働時間が20時間以上あること②雇用期間が1年以上見込まれること③賃金の月額が8.8万円以上であること④学生でないことの全ての要件を満たす労働者の方です。

平成30年3月前の様式による電子申請の受付は平成31年4月30日で終了を予定しています

- 平成30年3月前の様式による電子申請の受付は平成31年4月30日で終了を予定しています。
- 旧様式の受付終了後につきましては、日本年金機構ホームページに掲載している「届書作成プログラム Ver.16.00」及び「仕様チェックプログラム Ver.10.00」、「電子媒体届書作成仕様書 第14.0版」の掲載を終了いたしますので、最新版のプログラム等へ更新していただきますようお願いいたします。
- 最新版のプログラムやその更新方法は、日本年金機構のホームページに掲載しています。

決定通知書の送付方法改善に着手しています

- 日本年金機構では、原則、受付日順、届書に記載された順に処理を行い、審査結果のご連絡(決定通知書の送付)をしております。
- 平成30年3月以降、届書の審査・処理を迅速化する仕組みを導入した結果、受付日が同じ届書であっても、決定通知書に記載される順番が届書と異なっていることや、複数回に分かれて決定通知書が送付されています。
- 現在、改善に向けた検討を行っております。引き続きご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどお願いします。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構
Japan Pension Service

◆「年金制度説明会」について

日本年金機構では、国民の公的年金制度に対する理解をより深め、制度加入及び保険料納付に結びつけるため、地域・教育・企業などの地域社会に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域における年金運営の展開に関する事業」（地域年金展開事業）を行っています。その事業の一つとして、適用事業所等からのご要望により、従業員（たとえば定年退職前の方）及び事務担当者の方などを対象とした「年金制度説明会」を実施しています。

「年金制度説明会」のご要望がありましたら、ぜひ最寄りの年金事務所へご相談ください。

◆ 年金相談の時間延長と週末相談のご案内

山口県内の各年金事務所では、年金相談の時間延長と週末相談を行っています。

平日（休日明けを除く） 8：30～17：15

月曜日（休日明けの初日） 8：30～19：00

⇒1月4日、7日、15日、21日、28日

週末相談日（第二土曜日） 9：30～16：00

⇒1月12日

平成31年1月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	⑫
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※山口県内の各年金事務所・防府年金相談センター（山口年金事務所管理）では、窓口の一部を予約制にしています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！！ 0570-05-4890

予約受付専用電話に繋がらない場合は、各年金事務所（下記及び出張相談所開設のご案内の電話番号）までお問い合わせください。

・山口年金事務所（予約 ☎ 083-922-5660）

・下関年金事務所（予約 ☎ 083-222-5587）

◆ 出張相談所開設のご案内

日	時	会 場	管轄年金事務所
1月15日（火）	10:00～16:00	豊浦総合支所	下関年金事務所
1月24日（木）	10:00～16:00	豊北総合支所	
1月25日（金）	10:00～16:00	豊田総合支所	
1月9日（水）	9:30～15:30	【予約制】 光市役所	徳山年金事務所 (☎0834-31-2152)
1月17日（木）	10:00～16:00	【予約制】 田布施町役場	
1月23日（水）	9:30～15:30	【予約制】 下松市役所	
1月9日（水）	9:30～15:30	【予約制】 美祢市民会館	宇部年金事務所 (☎0836-33-7111)
1月10日（木）	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	岩国年金事務所 (☎0827-24-2222)
1月15日（火）	10:00～16:00	【予約制】 周防大島町久賀総合センター	
1月24日（木）	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	
1月10日（木）	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	萩年金事務所 (☎0838-24-2158)
1月16日（水）	10:00～12:00	【予約制】 萩市役所田万川総合事務所	
1月24日（木）	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	

徳山年金事務所、宇部年金事務所、岩国年金事務所、萩年金事務所管内での出張年金相談は、【予約制】となっています。事前に管轄年金事務所へ電話で予約をお願いします。

※相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険被保険者証などの、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる証明書（運転免許証等）が必要です。

社会保険手続きには、電子申請が便利です！

電子申請には様々なメリットがあります。
ぜひ、電子申請の利用をご検討ください。

電子申請のメリット

いつでも！

時間にとらわれず、365日、24時間いつでも申請が可能です。

どこでも！

自宅や職場からインターネット経由でどこでも申請できます。

時間・コスト削減！

申請する際の移動にかかる時間や交通費、郵送費等のコスト削減が期待できます。

〔現在、電子媒体申請を行っている事業主の皆様へ〕

郵送や窓口持参などの経費や時間等のコストを削減することができる電子申請への移行を、ぜひ、ご検討ください。

現在、電子媒体申請に利用しているCSVファイルは電子申請の際にも活用することができます。

電子申請の利用環境が整っていない場合でも、 電子媒体申請（CD、DVDによる申請）は利用できます！

簡単に！

日本年金機構HPから無料でダウンロードできる「届書作成プログラム」等を利用し、電子媒体申請を行っていただくことができます。

電子申請・電子媒体申請の利用方法は、以下の日本年金機構HPをご確認ください。

○電子申請についての詳細はこちら

日本年金機構 電子申請

検索

(<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>)

▲上記HPにおいて、電子申請のメリットと利用方法を分かりやすく紹介した動画を放映しています

○電子媒体申請についての詳細はこちら

日本年金機構 電子媒体申請

検索

(<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/denshibaitai.html>)



申請データ（CSVファイル）の作成方法

(例) 算定基礎届の申請データ（CSVファイル）を作成する場合



上記で作成した申請データ（CSVファイル）は電子申請、電子媒体申請のどちらの申請にも利用いただけます。

**現在、電子申請・電子媒体申請を利用している事業主の皆さまへ
ご協力をお願い**

① 被保険者情報が収録されたCD（ターンアラウンドCD）を利用していない場合は、送付停止の手続きをお願いします！

ターンアラウンドCDは個人情報が入っています。利用していない場合は、送付停止の手続きをお願いします。送付停止の手続き方法は、以下のホームページをご確認いただくか、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

② 最新版の「届書作成プログラム」等をご利用ください！

各種プログラムと電子媒体届書作成仕様書が更新されています。申請データを作成する際は、日本年金機構のホームページをご確認いただき、必ず最新版のプログラム等をご利用ください。

日本年金機構が提供するプログラムを利用される方	届書作成プログラム
自社で開発したプログラム等で届書を作成される方	電子媒体届書作成仕様書 仕様チェックプログラム

○ ターンアラウンドCDの送付の停止を希望される場合

日本年金機構 電子媒体 停止

検索

(<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/setsumei/20181130.html>)

○ 「届書作成プログラム」等を更新する場合

日本年金機構 届書作成プログラム

検索

(<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/setsumei/20150105-01.html>)